

【基本姿勢】『人口急減・超高齢化問題に正面から取組む』という基本方向を明確に打ち出すとともに、それぞれの地域特性に配慮する姿勢を示す。

2020年数値目標(KPI)の設定
(国及び地方で設定)

◆「希望出生率(国、TFR= 1.8)」の実現

- ※地方(各県)で、地域の実情に応じ「希望出生率」を設定
- 20~30歳代前半で結婚を希望する若者(9割)の「結婚実現割合」を2/3にまで引き上げ(現在は1/2)
- 夫婦の「理想子ども数(2.1人)」の実現

◆「東京一極集中」の歯止め

- 若者の地方から東京圏への「出入り」の均衡
- 都市部の地方移住希望者の希望実現
- 企業、大学、政府機関の地方移転

◆地域特性(4つ)に即した課題の解決

(1)中山間地域等の集落

- 人口減少を活かした、「小さな拠点」を中心とする『多世代交流・参加』による生活サービス基盤を整備

(2)地方中枢拠点都市(人口20万人以上)+近隣市町村

- 拠点都市と近隣市町村の「地域連携」により自治体間の役割分担とネットワーク形成を推進

(3)大都市近郊(近郊の団地等)

- 今後の急速な「高齢化(単身化)」を地域全体で受け止める「地域包括ケア」の実現

(4)東京圏

- 「国際都市」として世界の多様性を積極的受入れ。

具体的施策の打ち出し

(◎早期実現、○中期課題))

◎「出会い系・結婚・生活形成支援」の推進

- ・自治体や企業による出会い系・結婚・新生活形成支援の推進

◎「子育て世代包括支援センター(仮称)」の整備(日本版ネウボラ)

- ・地域に妊娠・出産・子育てを「切れ目」なく相談支援するセンターを設置

◎「多子世帯(特に第3子以降)」支援の強化

◎「働き方」改革

- ・男性を含む育休拡充、企業の取り組み支援

○「若者年収300・500万円モデル」の作成と実現

- ・20歳半ばで300万円(独身)、30歳代後半で500万円(夫婦合計)の経済雇用基盤のモデルを作成し、実現を目指す。

◎「ふるさと納税」拡充など税制改正

◎「地方居住ワンストップ支援センター(仮称)」の設置

- ・東京などに地方居住(二地域居住を含む)を希望する人を居住・就労・医療介護・教育などワンストップで支援するセンターを設置。各県等が支援窓口等を出店。

◎「政府機関等地方移転プラン」の作成・推進

◎地域特産品販売支援、地域おこし隊の強化など

◎「多世代交流型福祉拠点(仮称)」の整備・制度化

- ・中山間地等の集落の生活を支える拠点として、福祉等の制度縦割りを排除した「多世代交流型福祉拠点」の整備を推進。

◎「地域連携」への制度的支援(財政・制度改革)

◎「大都市圏高齢化協議会」の設置(国と関係自治体が協議)

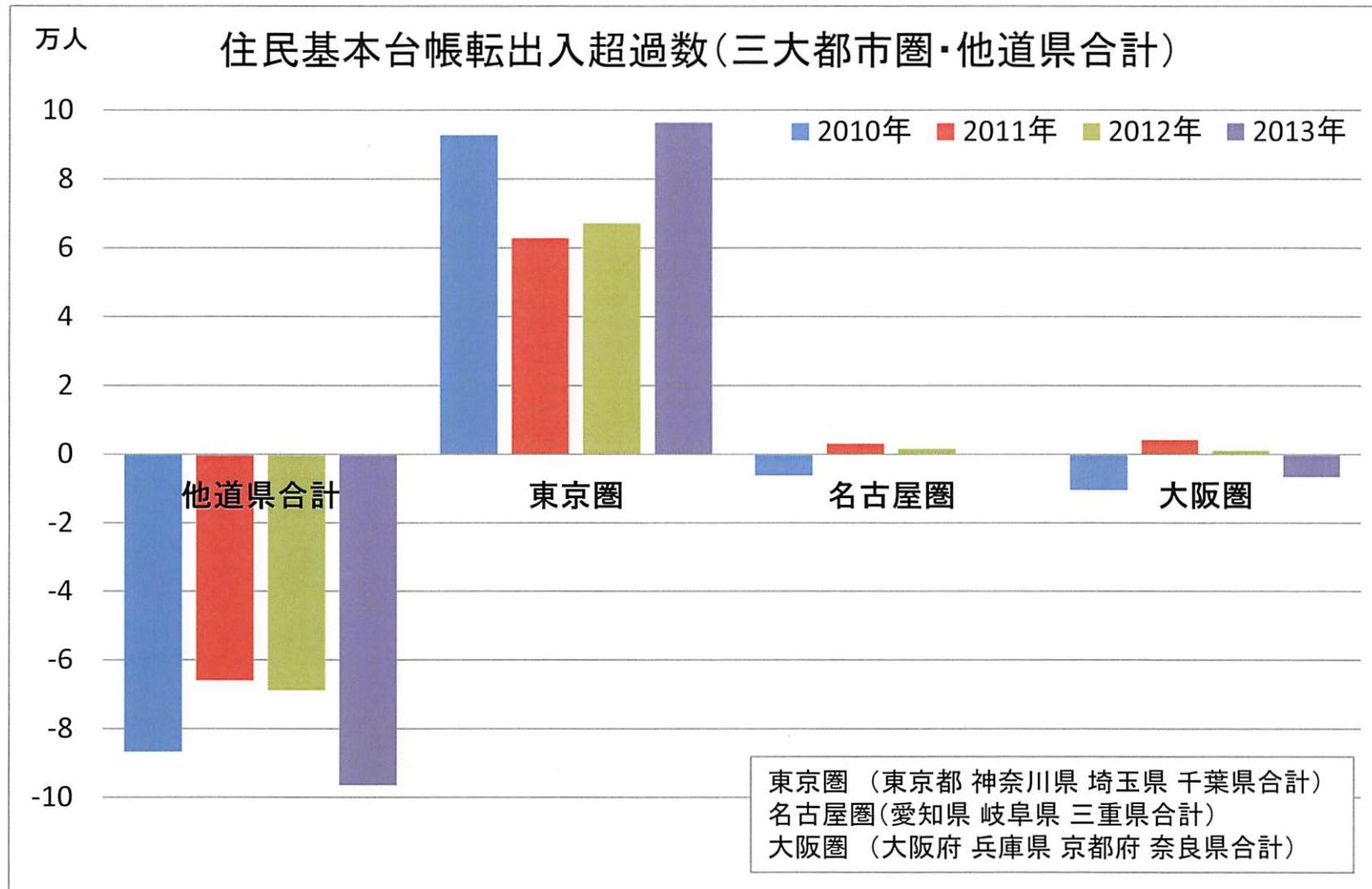
- 地域経済事業主体の創設

○「地方大学活性化プラン」の策定・推進

- 公立・公的病院の集約・連携など

東京圏への転入超過数①

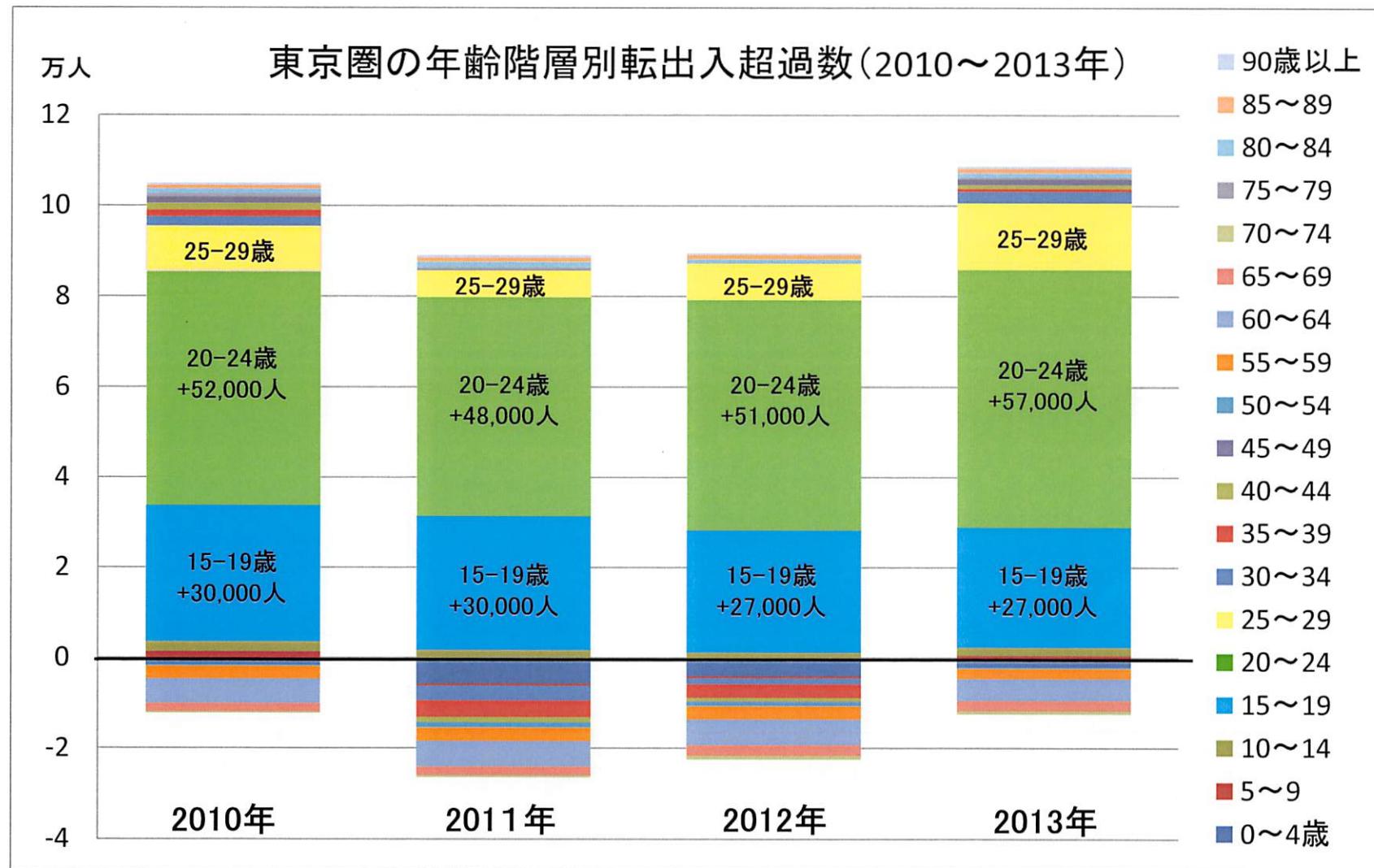
○東日本大震災後、転入超過数は減少したが、昨年は震災前の水準を上回っており、東京圏への転入は拡大している。



(出典)総務省統計局住民基本台帳人口移動報告(2010年—2013年)

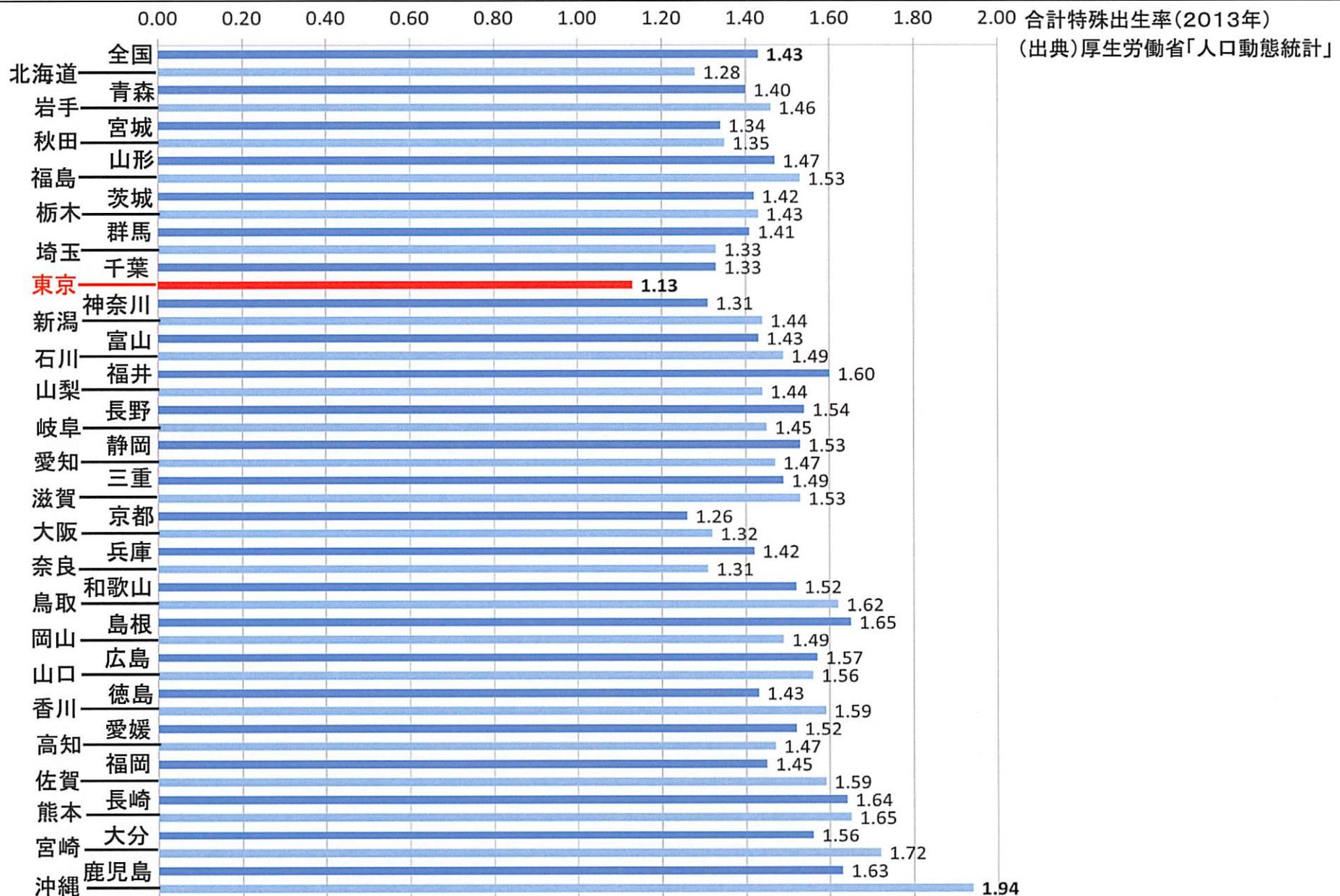
東京圏への転入超過数②

○東京圏への転入超過数の大半は20-24歳、15-19歳が占める。
大卒後就職時、大学進学時の転入が考えられる。



都道府県別合計特殊出生率

○最高は沖縄県の1.94。最低は東京の1.13で極端に低い。





人口減少問題への対応～人と企業の地方移転～

- ・出生率の低い東京への人と企業の集中が加速する中、人口減少社会を迎える日本の潮目は大きく変化
- ・人口減少問題に対応するため、出生率の高い地方への人と企業の移転を進めることが急務

- 出生率が全国で最も低い東京に、人と企業が集中^(※1)。さらに近年、人口流入が加速(H25は約7万人^(※2))。東京のGDPは90兆円を超え、2位大阪の約3倍、韓国と肩を並べる。
- 一方で、日本をめぐる潮目が大きく変化
 - ・東日本大震災
 - ・経済のグローバル化
 - ・本格的な人口減少社会 など

⇒ 国土の強靭化や企業の競争力の強化、出生率の回復などが国家の命題、目標の柱に東京一極集中に歯止めをかけていく分岐点
- 人と企業の東京への流れを反転させる具体的な対策を早急に創ることが重要

⇒ 「人口減対策」、「成長戦略」、「財政再建」という国が直面している3つの大きな課題を一举に解決する手段として、現在検討が進められている「法人税の減税」に着目

※1 全国における東京の占める割合

	東京	全国計	東京の割合
面積(H25)	2,189km ²	377,962km ²	0.6%
人口(H25)	13,300千人	127,298千人	10.4%
合計特殊出生率(H25)	1.13	1.43(福井1.60)	
上場企業数(H25)	1,731社	3,525社	49.1%
県別法人税額(H24)	4兆3,573億円	9兆2,040億円	47.3%

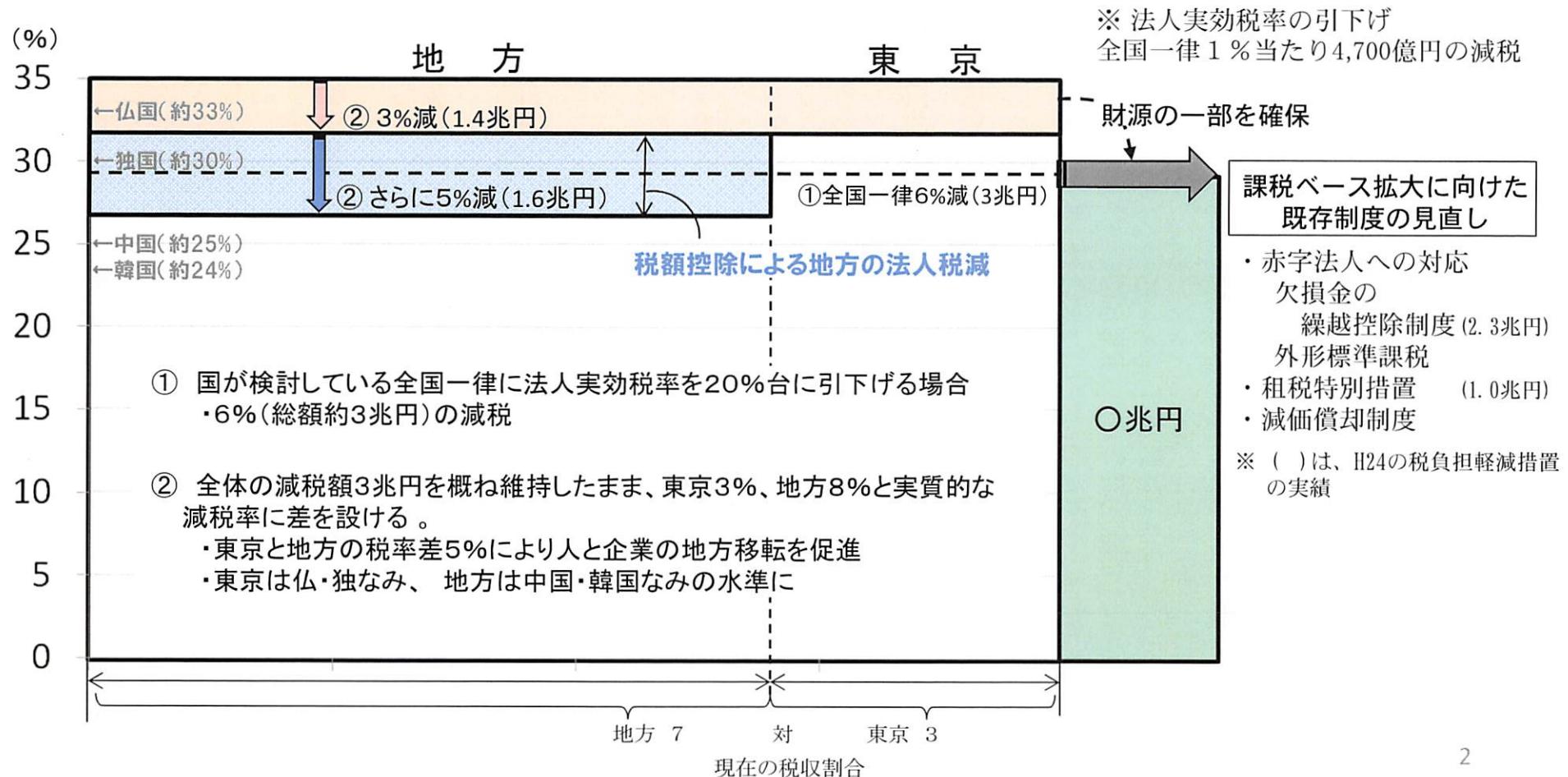
※2 社会増減の状況

	H23	H24	H25
東京都	33,755人	34,055人	69,795人



ふるさと企業減税

- ・国が検討を進めている法人実効税率の引下げに当たり、地方(東京以外)の法人税について税額控除を設け、減税額を東京より大きくすることにより、人と企業の地方移転を促進
- ・減税による企業競争力の強化に併せて、課税ベースの拡大・税額控除の柔軟運用による財政再建を実現





ふるさと企業減税

○ 「ふるさと企業減税」に関するQ&A

Q 1 法人税率について、地域ごとに差（一国二制度）を設けている国はない。

A 1 法人税法の税額控除を用いて地域によって控除額に差を設けることにより、地方における法人税率の実質的な引下げが可能

法人税法の控除制度の例

①雇用促進税制：増加した雇用者数×40万円の税額控除

②所得拡大促進税制：給与等の総支給額を増加させた場合、当該増加額の1割を税額控除 など

Q 2 個別企業の法人税は、都道府県ごとに税額を算出することができない。

A 2 法人住民税の分割基準を用いることにより、都道府県ごとに従業員数に応じた税額を算出することが可能

Q 3 地方の法人税率を引き下げるに、地方の自治体の法人住民税収も減ってしまう。

A 3 法人住民税の課税標準を税額控除前の法人税額とすることにより、法人住民税の減収を防ぐことができる。

また、黒字化する法人も増加

個人事業主などで家族従業員へ割高な給与を支払い赤字化していたところは、給与を圧縮・利益を出し法人税を払った方が節税できるケースが増えてくる。

次世代を担う「人づくり」に向けた少子化対策の抜本強化 [論点]

将来の若者に耐え難い負担をもたらす国家的危機を回避するには、今がラストチャンス。直ちに対策の抜本強化を!!

◆少子化の現状

① 未婚者の結婚への意欲 (%)

男性	いずれ結婚するつもり	86.3
	結婚するつもりはない	9.4
	不詳	4.3
女性	いずれ結婚するつもり	89.4
	結婚するつもりはない	6.8
	不詳	3.8

② 合計特殊出生率と第1子出産年齢、初婚年齢



◆対策の抜本強化に向けた「3本の柱」

I 出生率を高めるための施策

II 地方で家庭を築く若者の増加策 III 世代間の支え合いの仕組み

I 出生率 × II 若者の人口
III 世代間の支え合い

合計特殊出生率2.07（人口置換水準）を目指すには

②希望の時期での出産・子育てが叶えば +30万人 +0.37
出生率は2.06以上に!!

H24 出生数 103.7万人
合計特殊出生率 1.41

①より多くの結婚の希望が叶えば +21.4万人 +0.28

③より多くの若者が住み慣れた地方で家庭を築けば
さらに +α

結婚を希望するより多くの人が望みを叶え、希望する時期に安心して出産・子育てできる社会づくりが不可欠！

政策集

I 出生率を高めるための施策

ライフステージに応じて、地域の実情に合った施策を強力に展開すべき！

- 非正規雇用の待遇改善
- 長時間労働の解消
- 総合的な結婚支援
- 保育・教育費の負担軽減
- 仕事と育児が両立できる環境の整備

地域少子化対策強化交付金の拡充と恒久化！

など

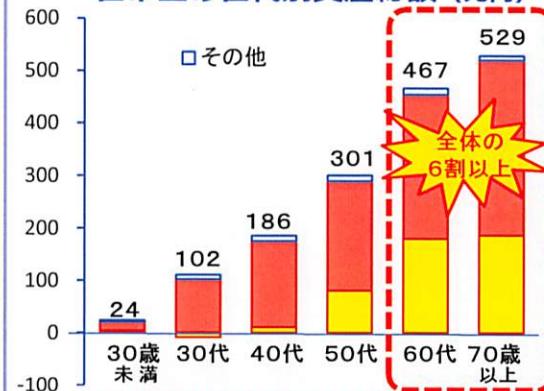
II 地方で家庭を築く若者の増加策

- 地域の雇用創出・活性化
- 若者の移住促進

など

III 世代間の支え合いの仕組み

世帯主の世代別資産総額（兆円）



- 高齢者や企業等による子育て支援
- 高齢者から子・孫の世代への資産移転の促進
～新たな税財政制度の創設～

など

理想の子どもの数3人が、予定では2人に止まる理由
第1位：子育て・教育にお金がかかり過ぎる【71.1%】

少子化対策の抜本強化に向けた「3本の柱」

～合計特殊出生率2.07を目指すために～

I 出生率 × II 若者の人口
III 世代間の支え合い

I 出生率を高めるための施策

- ①結婚を希望するより多くの人々が望みを叶え、
- ②希望する時期に安心して出産し子育てができる社会を目指す！

出生率2.07以上に！

- ◆ライフステージに応じた施策の展開！
- ◆地域の実情に合った施策を強力に推進！

- 非正規雇用の処遇改善、長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの抜本強化
- 結婚支援の強化、不妊治療の推進
- 保育・教育費の負担軽減、保育サービスの充実強化

など

II 地方で家庭を築く若者を増加させる施策

- ③より多くの若者が、子育て環境が充実している地方で家庭を築くことのできる社会を目指す！

+α の効果！

- ◆安心して子育てできる家庭を築くための基盤となる雇用の場の創出と拡充！

- 地域の雇用創出・活性化
(多様な地域産業への重点的な支援の強化)
- キャリア教育の充実、若者の就職支援強化
- 田舎暮らしを希望する若者の移住促進

など

III 世代間の支え合いの仕組み

高齢者や地域、企業等の参加により、
世代間を超えて子育てを支え合う社会を目指す！

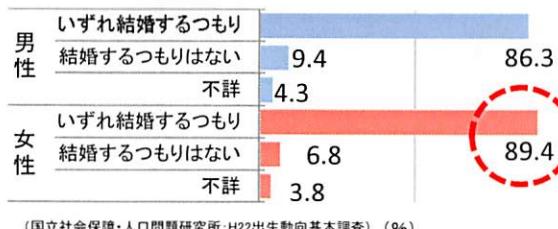
- 高齢者や企業等による子育て支援
- 高齢者から子・孫の世代への資産移転の促進

合計特殊出生率を2.07（人口置換水準）にするためには

【イメージ】

現 状

① 未婚者の結婚への意欲



② 合計特殊出生率と第1子出産年齢、初婚年齢の推移



I 出生率

より希望する時期に！

出産・子育ての
時期を早める

総合的な
環境整備
により

② 希望する時期での
出産・子育てが叶えば

+30万人 +0.37

①、②を同時達成すれば、
合計特殊出生率は
0.65ポイントのアップ！

合計特殊出生率は
“2.06”以上に!!

H24
出生数
103.7万人

合計特殊出生率

1.41

未婚者への
結婚支援
により

① 結婚を望む方の
希望が叶えば
+21.4万人
+0.28

〔婚姻率が
高まる〕

(注)H24人口動態統計調査等をベースに高知県で独自試算

③

より多くの若者が、
住み慣れた地方で働き
安定した家庭を築ける
社会が実現すれば……

①、②にも相乗効果
をもたらすなど、
一層の出生率の上昇
が期待！

II 若者の人口

より住み慣れた
地方で！

【参考：試算値の考え方】

- ①未婚女性の89.4%（未婚者のうち結婚を希望する女性の割合）が既婚者に移行すると仮定し、移行した女性の数に各年代の既婚者の出生率を乗じて試算
- ②現在の第1子出産平均年齢より約5歳前倒しで出産すると仮定し、2012年時点では30～34、35～39歳の既婚女性の数に5歳前の年代の出生率を乗じて試算

少子化対策の抜本強化に向けたトータルプラン

I 出生率を高めるための施策

結 婚

① より多くの方が

1 総合的な結婚支援策の強化

- ・出会いの機会の提供や結婚相談などの地方の取組への後押し

など

② より希望する時期に

1 総合的な結婚支援策の強化

- ・結婚する若者や子育て世帯向け住宅の供給促進
- ・国による結婚や家庭の良さなどの啓発

など

妊娠・出産

2 妊娠・出産のための環境整備

- ・安全・安心な周産期医療体制の充実（医師確保対策の強化）

など

2 妊娠・出産のための環境整備

- ・不妊への総合的な支援
- ・妊娠・出産の医学的な情報提供の推進（ライフプランの形成促進）

など

子育て

3 子育て支援策の充実

- ・待機児童の解消
- ・保育士の安定的・継続的雇用のための処遇改善
- ・子ども・子育て支援新制度による量・質両面の拡充の強化（1兆円超の財源の確実な確保）
- ・社会的養護の必要な子どもの支援体制の充実

など

就 労

③ より地方で

7 若者が地方にとどまり働く雇用の場の創出

- ・若者の雇用につながる地域経済の活性化（農林水産業の6次産業化推進、中小企業等を中心とした地域の戦略産業の育成等）
- ・企業の地方移転の促進
- ・地方大学への支援と大学キャンパスの地方移転の促進
- ・若者の就職・就活支援
- ・都市と地方との交流・移住の促進

など

① より多くの方が + ② より希望する時期に！

4 子育てに伴う経済的負担の軽減

- ・第3子以降への重点的な支援
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・教育費の負担軽減
- ・子どもの医療費助成制度の創設
- ・税制等を通じた負担軽減策

など

5 子育てを阻んでいる雇用環境の改善

- ・正規・非正規雇用の二極化の是正（若年層の正規雇用への移動支援、非正規雇用の処遇改善等）
- ・長時間労働の解消（経営者の意識変革の促進等）

など

6 仕事と子育ての両立が可能となる職場環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの抜本強化）

- ・妊娠・出産後も働き続けられる就労環境の改善、再就職支援
- ・仕事と育児が両立可能な職場風土の醸成に向けた意識改革
- ・男性の家事・育児参画の促進

など

- ・企業の子どもを生み育てやすい環境整備の取組の「見える化」

III 世代間の支え合いの仕組み

○民間部門

- ・元気な高齢者による子育て支援
- ・企業の結婚・子育て応援
- ・地域やNPO、民間団体による支援

など

官民協働

○公的部門

- ・地域少子化対策強化交付金の恒久化と対象範囲の拡充
- ・政策目標の設定
- ・成長戦略の強力な推進

など

○子育てを未来への投資と捉えた新たな税財政制度の創設

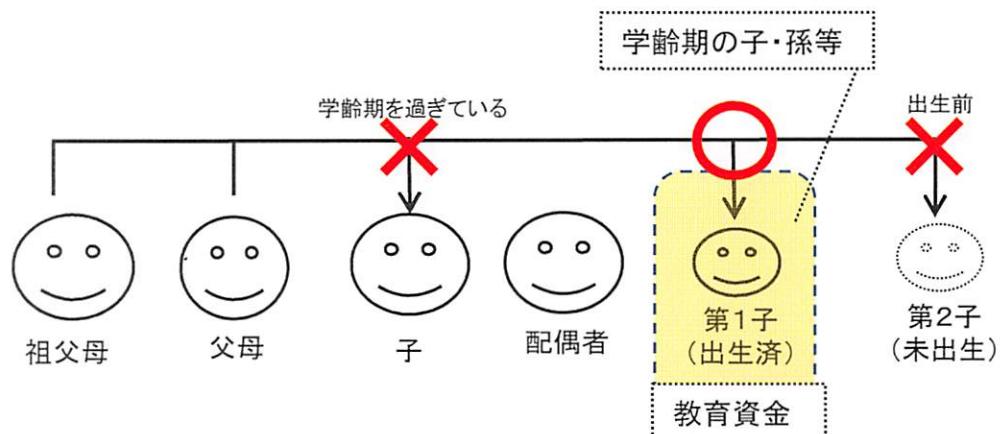
高齢者から子・孫の世代への所有資産の移転と再配分が促進される税財政制度の創設

- 【例】①贈与税における「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」
- ②公的保険の補償による新たなリバースモーゲージ制度
- ③新たな投資国債を活用した低所得者向け交付金等

提案 「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」の創設

- 贈与税について、現行制度の要件を緩和し、「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」を創設（恒久制度）。
- 相続税について、課税ベースの拡大（基礎控除の引き下げ）により、その一部の少子化対策目的税化を検討。

【現 行】 教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

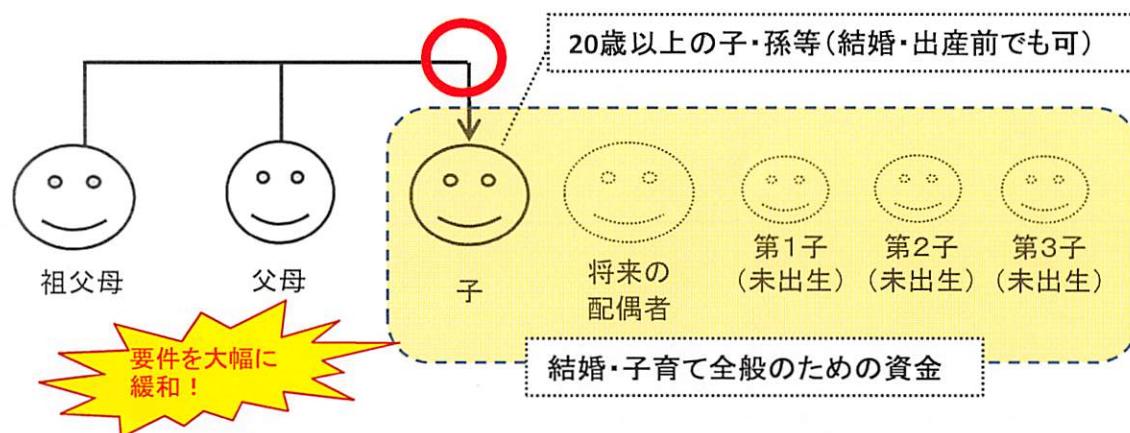


…贈与資金の対象

＜現行制度の課題＞

- ①出生した学齢期の子・孫等に対する贈与のみが対象
→ 結婚、出産していない若年世代の将来の経済不安の軽減につながらない
- ②金融機関に領収書等を提出した後、支出した資金を払い出し
→ 手続きが極めて煩雑
- ③対象資金は教育資金に限定
→ 子育て世代の幅広い資金ニーズに応えられていない
- ④時限的な制度（H25.4.1からH27.12.31までの贈与に限る）
→ 将来の子育て世代が利用できない

【新制度】「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」(イメージ)



＜新制度の改正ポイント＞

- ①対象要件の緩和
○20歳以上の子・孫等であれば結婚、出産前の贈与も対象
- ②手続きの簡素化
○結婚、出産の事実があれば、金融機関から一定額を払い出し
- ③対象資金の拡充
○対象資金を結婚・子育て全般のための資金にまで拡充
○上限額（現行1,500万円）の引き上げを検討（※）
※各種調査結果を基に試算すると、結婚し、3人の子どもを大学卒業（すべて国公立）まで育てる場合の費用は約9,100万円
- ④制度の恒久化